

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第21条の規定に基づき、火災及び大規模地震等の災害から被害を最小限に止めるための防火・防災業務の効果的な計画の立案及び推進を図るため、防火・防災委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、定期に開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- (2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 学生、教職員の啓発、教育に関すること。
- (5) その他防火・防災に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 防火・防災管理者
- (3) 事務部長
- (4) 教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長
- (5) 総務課長、学生課長

2 前項の委員は、校長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、事務部長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。